

募集

男女共同参画推進の取組を 宣言する企業を募集します。

男女共同参画推進の具体的な取組を宣言する企業等を、「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定して、広報や各種情報の提供等によりその取組を支援するとともに、取組事例を広く県民等に紹介します。

対象は？ 石川県内に事業所がある企業・団体等です。

宣言内容は？ 男性も女性もいきいきと働くことができる職場環境づくりのため、下記の**ア～ウの視点**で、社内で具体的に取り組んでいくことを1つ以上宣言してください。

私たちは、男性も女性もすべての個人が、互いに人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができるよう、次の取組を行うことを宣言します。

(取組の視点と具体例)

ア ポジティブ・アクション(積極的改善措置) 推進の取組

たとえば 女性の採用・職域の拡大といった視点からは、

- ▶ 女性を積極的に採用します。職域の拡大のため、男女を問わず研修や訓練に派遣します。女性がいなかった部署に女性を配置する際、複数の女性を配置し孤立を防ぎます。

たとえば 女性管理職の増加といった視点からは、

- ▶ 平成〇年度までに管理職の女性の割合を〇%に高めます。性別にかかわらず公平な評価を行うため、人事考課基準を明確にします。

イ ワークライフバランス(仕事と生活の調和) 推進の取組

たとえば 両立支援、柔軟な働き方の促進といった視点からは、

- ▶ 育児・介護休業者に定期的に情報提供し、スムーズな職場復帰を支援します。
- ▶ 事業所内託児施設を開設します。育児・介護休業法の規定を上回る短時間勤務制度を導入します。

たとえば 休暇の取得促進といった視点からは、

- ▶ 家族の記念日などに合わせた休暇や、連続した休暇の取得を促進します。

たとえば 業務の効率化、長時間労働の是正といった視点からは、

- ▶ ノー残業デーを毎週設定します。お互いの業務を代替できるよう何種類もの仕事ができる従業員を育成します。

ウ その他(男女が共に働きやすい職場環境づくり等)の取組

たとえば 職場風土の改善、職場環境の整備といった視点からは、

- ▶ お茶入れや清掃等、性別による役割慣行を見直します。従業員の男女共同参画意識の向上のため研修会を実施します。職場横断的な男女共同参画推進のチームを結成して、取組を推進します。

宣言をすると？

要件審査の上「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定します。(認定書交付)

認定されると？

- 「いしかわ男女共同参画推進宣言企業シンボルマーク」を交付します。
- 企業名や宣言内容などを積極的に広報します。
- 男女共同参画推進に関する各種情報等を提供します。
- 石川県が発注する建設工事、物品の製造の請負・購入等及び建築物管理業務の入札参加資格に係る審査において加点対象となります。

*認定の有効期間は認定日から5年間です。

取組の状況等を毎年報告していただきます。

応募方法は？

申請書に必要事項を記載し、石川県男女共同参画課まで郵送または持参してください。

募集要綱、申請様式等は県のホームページからダウンロードできます。URL

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/danjo/suisinkigyoku/ninteiseido.html>

締め切りは？

締め切りはありません。随時受け付けています。

【ポジティブ・アクション】

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、企業が行う自主的・積極的な取組をいいます。

男女共同参画オフィストークを開催しませんか？

こんな時には

- ・これから宣言したいが、具体的な取組について、社内で検討会を開きたい。
- ・宣言した取組をこれから推進していくために社内で研修会を開きたい。

アドバイザーを派遣します。

男女共同参画の推進について考える企業内研修等(男女共同参画オフィストーク)に講師を派遣します。男女共同参画推進宣言の前後どちらでも構いません。県男女共同参画課までお問い合わせください。

H26.4 加点対象追加!



【シンボルマークについて】
人を表す四つの図形は男女共同参画の「共」を、それを囲む輪図形は石川県の「い」をデザインし、ひと・企業・社会の調和を表している。

*上記の例にとらわれず、現状からさらに一歩でも前進するよう、貴社の実情に応じた取組をご検討ください。